

<p style="text-align: center;">改 正 後</p> <p style="text-align: center;">(業務実績等報告書)</p> <p>第八条 センターに係る通則法第三十五条の六第三項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならず。その際、センターは、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、センターの事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p> <p style="text-align: center;">(業務実績等報告書)</p> <p>第八条 センターに係る通則法第三十五条の六第三項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。</p>	<p>2 (略)</p>	<p>中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書</p> <p>一 中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイから二まで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイから八までに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>ニ 当該期間における毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>二 当該業務の実績が通則法第二十九条第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績についてセンターが評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイから八までに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ・ハ (略)</p>	<p>二 当該業務の実績が通則法第二十九条第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績についてセンターが評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイから八までに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ・ハ (略)</p>
		<p>2 (略)</p>	<p>中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイから二まで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイから八までに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>ニ 当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>二 当該項目が通則法第二十九条第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績についてセンターが評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイから八までに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ・ハ (略)</p>	<p>二 当該項目が通則法第二十九条第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績についてセンターが評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイから八までに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ・ハ (略)</p>

第三條 (国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正)
 国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成十三年農林水産省令第四十七号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。